

権利の放棄について

別記の通り権利を放棄するので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 14 日提出

伊丹市長 藤原 保 幸

記

1 放棄する権利の内容及び相手方

伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年伊丹市条例第9号）に基づき、阪神・淡路大震災に係る災害援護資金の貸付けを受けた者に対して有する一切の権利（未償還元本及びこれらに対する利子等）

2 放棄の理由

本市から兵庫県への災害援護資金の償還期限が今年度末に到来することを踏まえ、災害援護資金の貸付けを受けた者の資力の状況、居所不明等の事情により償還金の徴収が望めないこと、及び今後償還事務を継続したとしても、債権管理に係る事務費用が償還額を上回る見込みであり、事業の継続が困難であるため。

（参 考）

令和4年12月31日における権利の額及び件数

(1) 未償還元本	合計	27,889,605円
(2) 利子等	合計	5,857,189円
(3) 件数		31件